

受付順 No	受領データ貼付					回答 (回答に記載の参照箇所は2020/12/21回答公表時点の記載箇所)
	意見 対象	条番号 ガイド ページ	ご意見	具体的提案	理由	
1	2. 取引規程別冊 (三次調整力①)	39条(1)	<p>2020/9/29 第19回需給調整市場検討小委員会 資料3p21~24で、厳気象期以外は電源I'と三次調整力①②は重複可と整理されているが、供出可能量の定義に厳気象期とそれ以外の区分けがなく、厳気象期以外で、電源I'と三次調整力①②が重複した場合にアセスメントIを満たさないこととなるため、以下条文中に赤字部分を追記してはどうか。</p> <p>取引規程別冊 第39条 (1) の条文 上式の電源 I 契約等契約電力は、電源 I 周波数調整力契約、電源 I 需給バランス調整力契約および電源 I' 厳気象対応調整力契約（以下、「電源 I 契約等」という）における契約電力（当該リソースが直接電源 I 契約等を締結している場合に限らず、当該リソースが電源 I 契約等を締結している他のリソースを代替している場合の代替供出分も含めるものとする）とし、控除ΔkW約定量とは、当該リソースにおいて評価対象の約定分のΔkW約定単価よりΔkW約定単価が安い約定分、および評価対象の約定分とΔkW約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分のΔkW約定量の合計値とする。 ただし、厳気象期以外の期間においては、上式の電源 I 契約等契約電力から電源 I' 厳気象対応調整力契約における契約電力は除く。</p>	—	—	<p>電源 I' 契約電源等により厳気象期間以外に需給調整市場に入札される場合、別途「需給調整市場入札に関する覚書」を締結していただきます。 厳気象期間以外の入札の場合、覚書の記載に従い、需給調整市場システムへ電源 I' 厳気象対応調整力契約における契約電力をゼロとして反映していただきます。 この点に関しては、取引規程ではなく、覚書にてご確認いただく内容とさせていただきます。</p>
2	2. 取引規程別冊 (三次調整力①) (三次調整力②)	39条	<p>2020/9/29 第19回需給調整市場検討小委員会 資料3：p25、26にて、2024年度以降は、容量市場の発動指令電源として落札された容量分は、発動指令される以前で、需給調整時用などへの応札は可能と整理されている。 発動指令電源の容量分が三次②で落札し、その後、落札時間帯と同じ時間帯で発動指令されても、アセスメントIのペナルティは課されない理解でよいか。 また、三次②以外の商品についても、同様であるとの理解でよいか。 審議会の議論の整理（第19回需給調整市場検討小委員会 資料3）に合わせて取引規程を修正いただきたい。</p>	—	—	<p>2024年度以降の需給調整市場の取引規程の改定については、今回の改定とは別途検討させていただきます。</p>